

議案第19号

工事請負契約（県道猪ノ子国安線（源太橋）橋梁補強 工事（上部工2工区）（交付金））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 県道猪ノ子国安線（源太橋）橋梁補強工事（上部工2工区）（交付金）
- 2 工 事 場 所 鳥取市源太から鳥取市国安まで
- 3 契約の相手方 県道猪ノ子国安線（源太橋）橋梁補強工事（上部工2工区）（交付金）極東・高田・吾妻特定建設工事共同企業体

代表者 米子市観音寺新町四丁目7番11号

極東興和株式会社鳥取営業所

所長 木 田 徳 司

広島市中区立町2番25号

高田機工株式会社広島営業所

所長 倉 根 和 良

岩美郡岩美町大字浦富3081番地21

吾妻商事有限会社

代表取締役 岩 崎 凱 之

4 契 約 金 額 5 2 1, 4 9 0, 9 0 0 円

5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。

6 工事完成期限 平成26年8月29日

7 契約締結の方法 制限付一般競争入札